

令和8年度立山ブランド認定品募集要項

1. 目 的

立山町内で生産又は加工された農産物及び商品を「立山ブランド」として認定することで、当該商品の認知度と知名度を向上させ、町内産業の振興と地域の活性化を目的とします。

2. 申請資格

- ① 立山町内に居住する個人事業者
- ② 立山町内に主たる事業所（本社または製造工場）を有する法人又は団体

3. 認定の対象

立山町で生産された材料を主原料又は中心的な材料として加工し、製造された加工品または立山町で生産された農産物であり、申請時において1年以上の販売実績があるもの

4. 認定の基準

以下の基準により認定の適否を審査します。

認定基準	内容
コンセプト	立山黒部アルペンルートの観光客をターゲットにする。 など
立山町らしさ（独自性）	地域に根ざした伝統・歴史などストーリーがある。 など
危機管理（安心、安全、信頼性）	生産・出荷、等級基準等の商品規格が統一されている。 など
市場性	市場の拡大に向け、積極的に取り組んでいること。 など
将来性	町のイメージアップに貢献するもの など

※審査項目の詳細は、「立山ブランド認定審査シート」をご確認ください。

5. 認定品の取扱い

- ① 認定証の交付
- ② 認定品等への立山ブランド認定マークの表示・使用を許可
- ③ 町ホームページ等への掲載
- ④ 認定品の紹介チラシの作成
- ⑤ マスコミ等への積極的な情報提供
- ⑥ 販路拡大への支援

6. 審査方法

立山ブランド認定委員会が上記の認定基準に基づき審査します。審査は、書類審査及び申請者

によるプレゼンテーションを行い、認定品の適否を決定します。また、必要に応じて事前に聞き取りを行うこともあります。

7. 認定の期間

認定の有効期限は、認定の日（令和9年4月1日）から3年間（令和12年3月31日）です。

8. 申請方法

申請書に必要書類を添えて、立山ブランド認定委員会事務局までご提出ください。

募集締切：令和8年10月1日（木）～令和8年10月30日（金）必着

(1) 提出書類

- ① 立山ブランド認定申請書（様式第1号）
- ② 立山ブランド認定申請調書
- ③ 法人登記事項証明書（個人の場合は住民票、団体の場合は規約等）
- ④ 申請する商品の見本または現物（保存性のない商品は、パンフレットや写真等）

(2) 注意事項

- ① 認定の審査は申請書類に基づいて行われますので、立山ブランド認定申請書及び立山ブランド認定申請調書はできるだけ詳しく記入してください。
- ② 提出いただいた書類等は返却いたしません。
- ③ 提出いただいた書類の内容につきましては、認定の審査及び認定品のPR以外には使用しません。

9. 認定後の注意事項

- (1) 認定品の内容に変更があった場合は速やかに必要書類を提出してください。
- (2) 毎年度、認定品の販売場所及び販売額等の実績を報告してください。
- (3) 以下の場合は認定を取り消すことがあります。
 - ・認定基準に適合しなくなったとき。
 - ・虚偽の申請により認定を受けたとき。
 - ・立山ブランド認定制度実施要綱の規定を遵守しなかったとき。
 - ・認定品の生産、製造又は販売を1年以上中止又は廃止したとき。
 - ・その他認定制度の運用に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。

10. 申請先・問合せ先

〒930-0292 立山町前沢 2440 番地
立山ブランド認定委員会事務局（立山町商工観光課内）
TEL 076-462-9970 / FAX076-463-6611
e-mail : syoukou@town.tateyama.lg.jp